

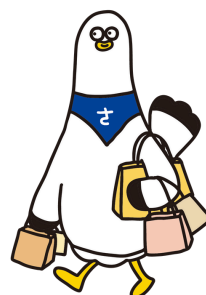
企業支援



ガイドブック



2025年度版



佐世保の事業者

応援します！！



佐世保市

中小企業者・小規模企業者とは

1 中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

- ◇ 多くの補助金・助成金にて「みなし大企業」として大企業と密接な関係を有する企業が対象から外れる場合があります。詳しくは各制度の担当者にお問合わせください。
- ◇ 中小企業融資については、中小企業信用保険法の適用を受け、中小企業と同様に事業を行う NPO 法人も対象となる制度があります。
- ◇ 中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下又は従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下又は従業員300人以下を中小企業とする場合があります。法令所管課にお問合わせください。

2 小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

- ◇ 「商業」とは、卸売業・小売業を指します。
- ◇ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業としています。

【注意点】

1. 本書は令和7年3月現在での編集のため、国等の補助金等の情報が公開されていない場合は、連絡先機関の代表ホームページの URL を記載しています。
2. 掲載されている内容は、各支援メニューの“概要”ですので、実際の利用に当たっては、各目下欄に掲載の「問い合わせ先」までご確認ください。
3. 掲載されている内容（金額、要件、申請時期等）が変更される場合もありますので、ご注意ください。

1. 経営や創業等の相談をしたい

1	創業したい・会社の経営について相談したい。	相談 情報	2
2	創業のために貸事務室を利用したい。	相談 情報	4
3	様々な経営課題を専門家に相談したい。	相談 情報	8

2. 人材育成・雇用に関する支援

1	従業員のスキルアップを図りたい。	通年	補助	10
2	若者（新規卒者等）を採用するためのイベント（きっかけづくり）をしたい。	通年	補助	11
3	UJI希望者や女性向けの求人・求職情報が知りたい。 【自治体版ハローワーク（無料職業紹介所）】		相談 情報	12
4	外国人材の活用を図りたい。	通年	補助	13

3. 中小企業の資金調達に関する支援

1	低利の融資制度を利用したい。	通年	融資	16
2	小規模事業者向けの借入に対する支援を受けたい。	通年	融資	18
3	創業資金の支援を受けたい。	通年	補助	19
4	設備導入の取組みに対する支援を受けたい。	通年	補助	21

4. ものづくりに関する支援

1	新たな技術・製品の開発支援を受けたい。	補助	24
---	---------------------	----	----

5. 商業に関する支援

1	商店街の賑わいづくりや活性化に取り組みたい。	相談情報	28
---	------------------------	------	----

6. 中小企業の福利厚生に関する支援

1	自社の福利厚生の充実を図りたい。	福利	34
---	------------------	----	----

7. 中小企業の設備投資に関する税制支援（国関連）

1	設備投資に対する固定資産税の特例等の支援を受けたい。	税制特例	36
---	----------------------------	------	----

2	大規模な設備投資に対する固定資産税の特例等の支援を受けたい。	税制特例	38
---	--------------------------------	------	----

8. 企業立地に関する支援

1	事業所（工場等）を新設・増設または移設したい。	通年	補助	42
---	-------------------------	----	----	----

2	サテライトオフィスを新設または移設したい。	通年	補助	44
---	-----------------------	----	----	----

9. 観光振興に関する支援

1	観光施設を新設・増設したい。	通年	補助	46
---	----------------	----	----	----

10. 国等の活用可能な支援情報を知りたい

1	ものづくり・商業・サービス補助金（ものづくり補助金）	補助	50
2	サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	補助	51
3	小規模事業者維持化補助金	補助	52
4	中小企業新事業進出補助金	補助	53
5	中小企業成長加速化補助金	補助	54

11. 佐世保市への移住に関する支援情報を知りたい

1	佐世保市移住助成金	通年 補助	56
2	奨学金等返還補助金	補助	56
3	SASEBO若者応援寄附金		56

1.経営や創業等の相談をしたい



VSIDE(佐世保市産業支援センター)

創業をお考えの方や中小企業等民間事業者の経営課題等について専門家による助言・指導を行っています。また、創業準備中の方や創業後間もない方に対して貸事務所等を提供しています。

【対象となる方】

市内で創業をお考えの方、事業展開等をお考えの中小企業等民間事業者の方

【支援内容】

- 1 窓口相談（オンライン相談も可）
- 2 企業訪問
- 3 創業準備者、初期創業者に対するインキュベーション施設の貸し出し（入居審査あり）またはビジネス私書箱の貸し出し（書類審査あり）
 - ※ インキュベーション施設やビジネス私書箱については、松浦市、川棚町、波佐見町、東彼杵町、小値賀町、佐々町、佐賀県有田町、伊万里市の方もご利用いただけます。
- 4 国、県、市内の関係各機関との連携調整、支援メニューの研究
 - ※ 松浦市、川棚町、波佐見町、東彼杵町、小値賀町、佐々町、佐賀県有田町、伊万里市の行政機関、商工会議所等とも連携していますので、佐世保市の企業とのビジネスマッチングのご相談も承ります。
- 5 スタートアップ・ベンチャー育成支援や、企業のIT化及びDX推進の取組み支援

【ご利用方法】

VSIDE（産業支援センター）のご利用にあたっては、電話、Eメール、VSIDE ホームページのいずれかの方法で事前予約をお願いします。

＜受付時間・窓口営業時間＞

平日、第2・4日曜9時～17時（水曜は20時まで）

*窓口相談の予約受付は、業務終了時間の30分前まで。

*土曜、第1・3・5日曜、祝日、年末年始は休業。

*相談は、来館前に電話及びメールでの予約をお願いします。

＜お問い合わせ＞

VSIDE（佐世保市産業支援センター）

〒857-0877 佐世保市松浦町5番1号

電話0956-24-6051 E-mail: info@vside.jp

支援センターホームページ：①VSIDE ホームページ ②市役所ホームページから「産業支援」で検索
支援センターFacebook：https://m.facebook.com/sasebo.sangyo

＜お問い合わせ＞

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111



(URL) ①<https://www.city.sasebo.lg.jp/benrimap/shisetsu/kanko/sangyoshien.html>

② <https://vside.jp/>

佐世保市 産業支援

検索



VSIDE(佐世保市産業支援センター)

コワーキングスペースについて

創業準備中の方や起業を志す学生も含め、ビジネス目的の方が利用するコワーキングスペース（3階）を開設しています。

利用者間でのビジネスマッチングや、市内及び連携中枢都市圏内の企業や事業者の方の活動拠点としてご利用いただけます。

【対象となる方】

ビジネス目的で利用される方

起業を志す方（学生で、ビジネスプランコンテスト出場や将来の起業に向けた準備を含む）

【施設概要】

- Wi-Fi 環境完備
- ブース席3
カウンター席4
(コンセント有)



【ご利用方法】

事前予約不要（ただし、グループでのご利用の場合は、事前に人数をお知らせください。）

VSIDE（産業支援センター）1階の支援室で利用手続きをお願いします。

機器類の貸出はありませんので、パソコンや周辺機器類は各自ご持参ください。

<利用時間・受付時間>

平日、第2・4日曜9時～17時（水曜は20時まで）

* 1階支援室での利用手続きは、業務終了時間の30分前まで。

* 土曜、第1・3・5日曜、祝日、年末年始は休業。

<お問い合わせ>

VSIDE（佐世保市産業支援センター）

〒857-0877 佐世保市松浦町5番1号

電話0956-24-6051 E-mail: info@vside.jp

支援センターホームページ：①VSIDE ホームページ ②市役所ホームページから「産業支援」で検索

支援センターFacebook：https://m.facebook.com/sasebo.sangyo

<お問い合わせ>

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111



(URL) ①<https://www.city.sasebo.lg.jp/benrimap/shisetsu/kanko/sangyoshien.html>

②<https://vside.jp/>

佐世保市 産業支援

検索



VSIDE(佐世保市産業支援センター)

インキュベーション施設について

創業準備中の方や初期創業者（創業してから5年以内の方）で創業時の負担軽減を図りたい方に、VSIDE（産業支援センター）内のインキュベーション施設（貸事務室）をご利用いただけます。

【対象となる方】

佐世保市内、または、西九州させば広域圏内の松浦市、川棚町、波佐見町、東彼杵町、小値賀町、佐々町、佐賀県有田町、伊万里市にお住まいの方で、創業準備中の方、または創業してから5年以内の方。入居期間中を通じてVSIDEの継続的な創業支援を希望される方。

【施設概要】

◇インキュベーション施設（貸事務室）



部屋	面積	月額使用料
1号室	38㎡	24,700円
2号室	27㎡	17,550円
3号室	27㎡	17,550円
4号室	24㎡	15,600円
5号室	26㎡	16,900円

- ・設備…照明、エアコン、コンセント、モジュラージャック、情報コンセント、郵便受け、給湯室（共用）
- ・使用時間…24時間、365日
- ・使用期間…原則3年（申請により5年まで延長できます）
※令和7年3月末時点：2・4号室空き

<貸出にあたって>

- ・電話、インターネット回線の引込及び通信等に関する費用、電気料金は各自負担となります。
- ・上記の月額使用料については、消費税率の改定に応じて使用料が改定されます。
- ・入居期間中は、産業コーディネータによる定期的な面談のほか、下記【支援内容】に記載の創業支援を実施いたします。
- ・入居に際しては審査があります。入居を希望する2か月前までに、VSIDEにご相談ください。産業コーディネータが入居審査に必要な事業計画書の作成等を支援いたします。

【支援内容】

- 1 創業に関する各種相談対応
- 2 事業経営に必要な知識定着のための勉強会の開催
- 3 事業進捗管理支援
- 4 補助金等の活用など支援施策の情報提供や申請支援
- 5 インキュベーション卒業生や金融機関、経営支援機関とのネットワークづくりのための交流会への参加等

上記活動については、VSIDE に常駐している産業コーディネータが支援します。

VSIDE（産業支援センター）のご利用にあたっては、電話、Eメール（一部電子申請あり）、VSIDE ホームページのいずれかの方法で事前予約をお願いします。

＜受付時間・窓口営業時間＞

平日、第2・4日曜9時～17時（水曜は20時まで）

*窓口相談の予約受け付けは、業務終了時間の30分前まで。

*土曜、第1・3・5日曜、祝日、年末年始は休業。

*相談は、来館前に電話予約をお願いします。

＜お問い合わせ＞

VSIDE（佐世保市産業支援センター）

〒857-0052 佐世保市松浦町5番1号

電話0956-24-6051 E-mail: info@vside.jp

支援センターホームページ：①VSIDE ホームページ ②市役所ホームページから「産業支援」で検索

支援センターFacebook：https://m.facebook.com/sasebo.sangyo

＜お問い合わせ＞

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111



(URL) ①<https://vside.jp/>

②<https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/shien/shisetsuannai.html>



佐世保市 産業支援

検索

VSIDE(佐世保市産業支援センター)

ビジネス私書箱について

創業準備中の方や初期創業者（創業してから5年以内の方）で創業時の負担軽減を図りたい方に、VSIDE（産業支援センター）内のビジネス私書箱をご利用いただけます。

【対象となる方】

佐世保市内、または、西九州させば広域圏内の松浦市、川棚町、波佐見町、東彼杵町、小賀値町、佐々町、佐賀県有田町、伊万里市にお住まいの方で、創業準備中の方、または、創業してから5年以内の方。

VSIDEの創業支援を受けながら、在宅で起業する方で自宅などの個人情報をも伏せたい方、コワーキングスペース等を活用してバーチャルオフィス（固定オフィスを持たない会社）を創業したい方。

【施設概要】

◇ビジネス私書箱

- ・郵便受け（幅26センチ×高さ18センチ×奥行38センチ） 12区画
※令和7年3月時点で7区画空きあり
- ・使用料 月額1,500円
- ・郵便受けの利用時間 VSIDEの開館時間内
- ・使用期間 原則3年間（申請により5年まで延長できます）

＜貸出にあたって＞

- ・郵便受けの使用は1事業者につき1箇所のみです。
- ・使用期間中は、VSIDE所在地にて法人の設立登記（または主たる事務所の届出）が可能です。
- ・使用期間中は、産業コーディネータによる定期的な面談のほか、下記【支援内容】に記載の創業支援を実施いたします。
- ・書類審査を行います。条件など詳しくは、VSIDEへお問い合わせください。

【支援内容】

- 1 事業経営に必要な知識定着のための勉強会の開催
- 2 事業進捗管理支援
- 3 補助金等の活用など支援施策の情報提供や申請支援
- 4 インキュベーション卒業生や金融機関、経営支援機関とのネットワークづくりのための交流会への参加等

上記活動については、VSIDEに常駐している産業コーディネータが支援します。

VSIDE（産業支援センター）のご利用にあたっては、電話、Eメール（一部電子申請あり）、VSIDEホームページのいずれかの方法で事前予約をお願いします。

<受付時間・窓口営業時間>

平日、第2・4日曜9時～17時（水曜は20時まで）

*窓口相談の予約受け付けは、業務終了時間の30分前まで。

*土曜、第1・3・5日曜、祝日、年末年始は休業。

*相談は、来館前に電話予約をお願いします。

<お問い合わせ>

VSIDE（佐世保市産業支援センター）

〒857-0052 佐世保市松浦町5番1号

電話0956-24-6051 E-mail: info@vside.jp

支援センターホームページ：①VSIDE ホームページ ②市役所ホームページから「産業支援」で検索

支援センターFacebook：https://m.facebook.com/sasebo.sangyo

<お問い合わせ>

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111



(URL) ①<https://vside.jp/>

②<https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/shien/shisetsuannai.html>



佐世保市 産業支援

検索

1日経営ブック

「経営改善」「労務」「IT活用」「人材育成」など企業が抱える様々な問題について、中小企業診断士をはじめとする専門家が無料で相談に応じます。

【対象となる方】

- ① 佐世保市内で事業を営む中小企業者等
- ② 佐世保市内で開業を予定している方

【相談料】 無料

【場 所】 佐世保商工会議所（佐世保市湊町6-10）※事業所（店舗）での実施もできます。

【開催日時】 月曜日から金曜日（土日祝日を除く）※時間等は予約時に決定。

【支援内容】 中小企業診断士、社会保険労務士、ITコーディネータなどが、企業が抱える経営（経営改善、労務、IT活用）、開業（会社設立）などの相談に応じます。

【ご利用方法】

電話による完全予約制のため、下記機関のいずれかにご連絡ください。

- ・佐世保商工会議所（電話0956-22-6121）
- ・佐世保市北部商工会（電話0956-64-2139）
- ・宇久町商工会（電話0959-57-2163）

〈相談事例〉

- ・経営改善や経営革新の経営計画書を作成したい。
- ・持続化補助金やものづくり補助金などの計画書を作成したい。
- ・店舗レイアウトやディスプレイについてアドバイスが欲しい。
- ・SNSを活用して効果的に情報発信したい。 など

〈お問い合わせ〉

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/kaigyo-sodan.html>

佐世保市 中小企業 経営 創業 相談

検索



2.人材育成・雇用に関する支援



人材育成支援事業

経営に関する知識の習得や技能の向上のため、従業員を研修等へ参加させた実績がある中小企業者等の方にご利用いただけます。

【支援内容・対象者】

	①中小企業大学等派遣事業	②研修会等開催事業
補助対象	経営に必要な知識や技術の習得のため、中小企業大学校や九州生産性大学、ポリテクセンター佐世保が開催する研修を受講する際、受講料の一部を補助します。	中小企業者または2社以上の団体が、経営課題・技術課題の解決ため、自らが開催する研修会、講演会を実施する場合、経費の一部を補助します。
対象者	市内中小企業者	市内中小企業者 市内中小企業者の団体
対象経費	・研修の受講料 (年間延べ5名以内)	・講師の謝金、旅費等 ・会場借上げ料 ・原材料、教材費 ・社内講師の賃金の一部
補助率	対象経費の1/2以内	対象経費の1/2以内
補助限度額	1企業あたり100千円	中小企業者：100千円 企業団体等：300千円
申請時期	研修終了後、年度内まで	事業実施する前

※他の補助金との併用はできません。

【ご利用方法】

市ホームページで所定の様式をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて申請してください。(インターネット申請もできます。くわしくは下記ホームページをご確認ください。)

<お問い合わせ>

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111



(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/jinzaikuse.html>

佐世保市 中小企業等人材/

検索

西九州させぼ広域都市圏内就職促進事業費補助金

市内企業等への就職促進等を目的として、若者と企業の多様な接点を創出するためのイベント等にご利用いただけます。

【対象となる方】

市内に事業所を有する中小企業等を含む西九州させぼ広域都市圏内の中小企業等が対象で、且つ3社以上での取組とするものです。

【支援内容】

圏域内企業への就職促進等を目的に開催するイベント等に対する補助事業

<対象経費> イベント等の開催にかかる経費の一部

<助成額> 上限300千円以内で補助対象経費の1/3以内

西九州させぼ広域都市圏内の市町が参加する場合は、補助金を1市町ごとに5万円上乘せ

【ご利用方法】

① 交付申請

所定の書式（申請書、事業概要書など）に必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて開催日の30日前までに申請してください。

② 変更申請

事業内容や経費の変更が発生した場合には、所定の書式（変更申請書など）に必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて申請してください。

③ 実績報告

所定の書式（実績報告書など）に必要事項をご記入のうえ、関係書類（年度末日までに完了した領収書等の支払いを証する書類の写し、事業報告など）を添えて報告してください。

【申請時期】

① 交付申請

事業実施の30日前までに申請してください。

※ なお、予算上限に達し次第募集を締め切ります。受付は原則先着順です。

② 変更申請

変更後直ちに申請してください。

③ 実績報告

事業完了後30日以内または3月31日のいずれか早い日で報告してください。

<お問い合わせ>

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111

(URL) 準備中

佐世保市 就職促進

検索

させぼお仕事情報プラザ

UJI ターン希望者で、佐世保市内で就職を希望される方や、市内在住で就職をお考えの女性を対象とした就職支援を行っています。また、こうした人材の採用に関心のある企業とのマッチングを行っています。

【対象となる方】

UJI ターン希望者や市内在住女性で、本市内で就職をお考えの方、市外県外から人材を確保したい市内の中小企業が対象です。

【支援内容】

- ① 市内で就職を希望される方と窓口やメール等で相談
- ② 求人情報を提供される企業との相談や求職者のあっせん
- ③ 県内外で開催される合同企業面談会等の情報提供

【ご利用方法】

VSIDE（産業支援センター）の1階に開設しています。

利用にあたっては、下記のいずれかの方法で事前に予約をお願いします。

- ① 電話でのご予約（電話0956-76-7713、FAX0956-76-8691）
- ② Eメールでのご予約（E-mail：syouko@city.sasebo.lg.jp）

＜受付時間・窓口営業時間＞

9：00～17：00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

*窓口相談の予約受け付け：16：30まで

*予約の日・時間を調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

＜お問い合わせ＞

させぼお仕事情報プラザ

〒857-0877

佐世保市松浦町5番1号（佐世保商工会議所の向かい）VSIIDE（産業支援センター）1階

電話0956-76-7713 E-mail：syouko@city.sasebo.lg.jp

＜お問い合わせ＞

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/osigotozyohoplaza.html>

佐世保市 お仕事情報プラザ

検索



外国人材受入促進事業

外国人材の受入に係る経費の一部を補助します。

【支援内容】

<補助対象内容>

外国人材の受入・定着の促進を図るため、新たな外国人材の受入に係る経費の一部を補助します。

①	外国人材受入・定着促進補助金	外国人材の受入に伴う職場環境や生活環境の改善、地域交流等の取組に係る経費の一部を補助するもの。
②	外国人 IT 人材雇用促進補助金	外国人 IT 人材を雇用する際に要する経費を補助するもの。

<対 象 者>

市内に本社または事業所を有する中小企業者

<補 助 額>

① ② 対象経費の2分の1以内

<補助限度額>

① 上限20万円

② 上限70万円

※ 補助要件、対象経費、その他詳細等については、市HPでご確認ください。

【申請方法】

市ホームページで所定の様式をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて申請してください。

<お問い合わせ>

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111

(URL) 準備中

佐世保市 外国人材

検索

3. 中小企業の資金調達に関する支援



中小企業融資制度

事業資金を必要とされる市内中小企業者の方、新たに創業や事業承継等を行う方に、ご利用いただけます。

【対象となる方】

- ① 佐世保市内の中小企業者の方
- ② 市内で原則として1年以上同一事業を営んでいる方（創業資金、事業承継を除く。エコ資金は同一事業でなくとも可。）
- ③ 保証協会の保証対象業種に該当する方
- ④ 市税を完納している方
- ⑤ その他、融資の申込要件に該当すること

※融資及び保証の承諾に際して、金融機関及び保証協会による金融上の審査があります。

【支援内容】

制度名	貸付条件等								
	資金内容	用途	融資限度額	融資期間	据置期間	貸付利率	保証人	担保	保証料
短期資金	事業運営のために必要とする短期の運転資金	運転	1,500万円	1年		1.0%	金融機関の取扱いの例による		
緊急経営対策資金	不況対策資金等	運転設備	3,000万円	10年	2年以内	1.35%	原則として法人代表を除いて不要	必要に応じ徴求	年0.45%～1.14%の範囲 ※3
	災害等対策資金	運転設備	3,000万円	10年	2年以内	1.25%			
	連鎖倒産防止資金	運転	2,000万円	10年	2年以内	1.45%			
経営革新サポート資金	経営の合理化のために必要とする運転および設備資金	運転設備	3,000万円	10年	1年以内	1.45%			
	【設備投資特例】①市町村の認定を受けた先端設備等導入計画を策定しており、かつ、②資金用途に設備資金を含むこと					1.2%			
	【DX特例】IT化を含めたデジタルトランスフォーメーションの構築に要する資金					0.8%			
小口事業資金	小規模事業者（従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下）が事業運営のために必要とする運転および設備資金	運転設備	2,000万円	運転7年 設備10年	1年以内	1.2%			
エコ資金	低公害車、新エネ・省エネ設備、雨水・廃棄物のリサイクル設備、ISO14000導入のために必要とする資金	設備	1,000万円	10年	1年以内	1.25%			年0.3%～1.05%の範囲 ※2.3
創業資金	市内の創業者（※）が必要とする運転および設備資金	運転設備	2,000万円	運転7年 設備10年	1年以内	0.8%	不要 ※1	不要	市が0.4%補給 ※3.4.5
	特定創業支援を受けた方				1年以内	0.6%			
	スタートアップ創出促進保証				1年以内	0.8%			
事業承継資金	事業承継のために必要とする資金	運転設備	4,000万円	10年	1年以内	1.45%	原則として法人代表を除いて不要	必要に応じ徴求	年0.36%～1.52%の範囲 ※3
協同組合等振興資金	市内の事業協同組合等が、企業の合理化・設備の近代化・高度化等のために必要とする運転および設備資金	運転設備	一般 1.5億円 集団化 10億円 再開発 4億円	10年	1年以内	1.45%	金融機関の取扱いの例による		※3

- ※1 一般保証を利用した場合は、必要に応じ徴求。
- ※2 一般保証を利用した場合は、年0.45%~1.14%の範囲
- ※3 「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」による上乗せ部分の保証料については対象外とする。
- ※4 スタートアップ創出促進保証制度に準じる場合の補給額は、年0.4%とする。
- ※5 事業者選択型経営非提供制度要綱による上乗せ部分の保証料については対象外

【創業資金（スタートアップ創出促進保証制度）について】
 据置期間：プロパー協調時は3年
 貸付利率：特定創業支援を受けた方は、0.6%

【取扱金融機関】

金融機関名 資金名	十八親和銀行	長崎銀行	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	福岡銀行	西日本シティ銀行	九州ひぜん信金	西海みずき信組	商工中金	備考
短期資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
緊急経営対策資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	注1
経営革新サポート資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
小口事業資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
エコ資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
創業資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	注2
事業承継資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
組合振興資金	●	●			●				●	

注1 緊急経営対策資金の申し込みには、佐世保市長の認定書（商工労働課で発行）が必要です。

注2 創業資金の申し込みは、佐世保商工会議所、佐世保市北部商工会、宇久町商工会で行っています。特定創業支援事業を受けた創業者の方は、直接金融機関へ申し込みができます。

- ・佐世保商工会議所（電話0956-22-6121）
- ・佐世保市北部商工会（電話0956-64-2139）
- ・宇久町商工会（電話0959-57-2163）

<お問い合わせ>

佐世保市経済部商工労働課
 電話0956-24-1111

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/yushi.html>

佐世保市 制度融資

検索



小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

日本政策金融公庫から「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」を借り入れた本市小規模事業者の方にご利用いただけます。

【対象となる方】

以下①～③の全てに該当する方

- ① 小規模事業者経営改善資金を借り入れた方
- ② 本市において事業を営む方
- ③ 本市に納付すべき市税を滞納していない方

【支援内容】

- ① 利子補給の対象は、「小規模事業者経営改善資金」にかかる利子相当分を補給の対象とし、利子補給率は、利子支払い開始から起算して12か月相当分の利子支払総額の50%を補助します。
(ただし、100円未満の端数が出た場合は切り捨てます。)
- ② 利子補給限度額は、1企業あたり10万円を限度とします。

【ご利用方法】

申請を希望される方は、マル経融資の借入時に推薦を受けた佐世保商工会議所、佐世保市北部商工会又は宇久町商工会を通じて申請を行ってください。

- ・佐世保商工会議所（電話0956-22-6121）
- ・佐世保市北部商工会（電話0956-64-2139）
- ・宇久町商工会（電話0959-57-2163）

<お問い合わせ>

佐世保市経済部商工労働課
電話0956-24-1111

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/kaizenshikin.html>



佐世保市 マル経資金 利子補給

検索

創業促進補助金

佐世保市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援事業を受け、常用労働者を雇用した創業者の方にご利用いただけます。

【対象となる方】

市内で創業し、創業日から1年を経過していない方で、次の要件の全てに該当する方

- ① 佐世保市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援事業を受け、「経営」、「財務」、「人材育成」及び「販路拡大」に関する必要な知識を習得したことを、市の創業相談実績簿で確認できる創業者であること。
- ② 創業日からこの補助金の交付申請日の前日までに、本市在住の常用労働者を1人以上雇用し、当該申請日から1年経過後も同人数又はそれ以上の人数を継続して常用雇用することを見込んでいる創業者であること。
- ③ 創業後においても、本市の創業支援事業者による指導及び助言を継続的に受けること。
- ④ 次のいずれかの業種で創業すること。
 - ・日本標準産業分類に基づく製造業
 - ・日本標準産業分類に基づく情報通信業のうち、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
 - ・ベンチャービジネス（環境・新エネルギー、健康・医療など、地域資源を活用し、産学金官連携により地域課題を解決するなど外部効果が認められる事業など、本市産業における新規性が高い事業）
- ⑤ 本市に納付すべき市税を滞納していないこと。

【支援内容】

＜対象経費＞工事費、設備費、広報費。UJI ターンによる創業者については、移住前に本市創業支援ネットワーク機関で支援を受けた際の旅費や、従業員募集のためにハローワークを訪問した際に発生した旅費も含める（ただし、申請日の前日までに請求を受けた、または支払ったこと等が確認できるものに限る）。

＜補助額＞100万円以内で補助対象経費の1/3以内

若年創業者（39歳以下）は、100万円以内で補助対象経費の1/2以内

【ご利用方法】

申請時に次の書類をご提出ください。

- ① 補助金交付申請書
- ② 法人の場合は履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印があるもの）
- ③ 雇用契約内容が確認できる書類の写し
- ④ 雇用保険被保険者又は健康保険被保険者であることを証明する書類の写し
- ⑤ 経費明細書
- ⑥ 経費の支払等を証明する書類の写し
- ⑦ 市が発行する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明
- ⑧ 創業支援事業者による指導及び助言を受け作成した事業計画書
- ⑨ 滞納のない証明書
- ⑩ その他参考資料

【申請期間】

創業日から1年以内

※ UJI ターンによる創業者とは、県外から本市へ住民登録をして1年未満、かつ、本市で創業して1年未満の人です。

<お問い合わせ>

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/sougyouhojokin.html>

佐世保市 創業促進

検索



先端設備等導入促進事業補助金

「先端設備等導入計画」の認定を受けた市内中小企業者が、設備投資を行う場合に、設備導入経費の一部を補助します。

【支援内容】

＜補助対象内容＞

「先端設備等導入計画（※）」の認定を受けた市内中小企業者が、当該計画に基づく設備投資を行う場合に、設備導入に係る経費の一部を補助します。

（※）先端設備等導入計画は、中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

＜対象者＞

- ・本市から「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備を導入する中小企業者
- ・市内の事業所において、従業員を1名以上雇用している者

＜対象事業＞

本市から認定を受けた「先端設備導入計画」に基づく事業（令和7年4月1日以降の認定に限る。）のうち、以下の①～③の要件を満たし、令和8年3月2日までに発注・納入・検収・支払までのすべての手続きが完了するもの。（リース契約は対象外）

- ①先端設備等導入計画の認定申請時に、年平均の投資利益率が 5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

$$\text{投資利益率} = \frac{\text{(営業利益+減価償却費)の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

②設備の種類と最低価額

設備の種類	最低価額（1台1基又は一の取得価額）
機械装置	160万円以上
工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物付属設備 (家屋と一体で課税されるものは対象外)	60万円以上

- ③雇用者給与等支給額を 1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明したことを先端設備等導入計画に位置付けていること。

<対象経費> 設備等の取得価額

<補助額> 対象経費の2分の1以内

<補助限度額> 上限300万円

<申請期間> 令和7年4月7日（月）から令和8年2月2日（月）まで

※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

【申請方法】

申請は随時受付。市ホームページで所定の様式をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて申請してください。（詳しくは市HPをご覧ください。）

<お問い合わせ>

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/505senntan.html>

佐世保市 先端設備

検索



4.ものづくりに関する支援



中小企業創造的技術開発支援事業

創造的な技術、製品、システム等の開発につながる企画調査及び研究開発を行いたい中小企業者等の方にご利用いただけます。

【対象となる方】

市内に主たる事業所を有する中小企業者が対象です（異分野の2以上の中小企業者で構成するグループでの共同申請も可能です）。

【支援内容】

補助事業		対象となる内容	補助率	補助限度額 (年間)	補助対象人件費	対象期間
mono- づくり支援事業	企画調査	創造的な新製品、新技術に関するもの（ソフトウェア開発等を除く）。ただし食品製造業は企画調査のみを対象とする。	対象経費の 1/2 以内	50万円	総事業費の2/3以内の経費を対象とし、補助率1/2とする。	1年
	研究開発			100万円	総事業費の1/2以内の経費を対象とし、補助率1/2とする。	2年
ソフトウェア 開発等支援事業	企画調査	コンピューターソフト開発や、ウェブ上での新製品、新技術に関するもの。		50万円	総事業費の2/3以内の経費を対象とし、補助率1/2とする。	1年
	研究開発			100万円	総事業費の10/10以内の経費を対象とし、補助率を1/2とする。	2年
小規模企業者 支援事業	研究開発	創造的な新製品、新技術に関するもの（ソフトウェア開発等を除く）。		50万円	人件費は補助対象外とする。	1年
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度で補助対象事業を複数実施することはできない。 ・小規模企業者支援事業は、1年で完了する見込みのある事業を原則とする。 					

※ 対象経費は上記事業を行うために必要な専門家謝金、委託経費、人件費、原材料費等です。

※ 申請が2年目となる場合でも、その都度、申請が必要です。

【補助対象期間】

令和7年4月1日～令和8年2月28日の間で、申請書に記載された事業開始日から事業完了日まで

【申請方法】

募集期間内に次の書類をご提出ください。（インターネットでのオンライン申請も可能です。詳しくは市HPをご覧ください。）なお、補助金の交付については、市が別に設置する審査会の意見を踏まえて決定します。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業内容説明書（様式第1-2号）
- ③ 補助事業計画書（付表1）
- ④ 市税の滞納のない証明書、直近の決算書の写し
- ⑤ 特許、実用新案等の知的財産を有する場合はその写し（申請中も含む）
- ⑥ その他参考となる資料

【募集期間】

令和7年3月10日（月）～令和7年4月30日（水）

<お問い合わせ>

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/souzoutekigizyutukaihatu.html>

佐世保市 創造的 技術開発/

検索



5.商業に関する支援



魅力ある商店街創出支援事業

商店街や商工会議所、商工会が商店街の活性化のために、共同施設の整備やホームページの作成、賑わいづくりのためのイベント事業を実施する際にご利用いただけます。

【対象となる方】

商工会議所・商工会又は市内の商店街で組織する事業協同組合等

【支援内容】

① 商店街共同施設等整備事業

アーケード建設・改修、防犯カメラ、街路灯の設置など

＜対象経費＞工事費ほか

＜補助額＞アーケードの工事については1,000万円、その他は500万円以内で補助対象経費の1/3以内

② 高度情報化促進事業

ホームページ作成、インターネットショッピングモール開設など

＜対象経費＞プロバイダ契約・使用料、回線使用料ほか

＜補助額＞500万円以内で補助対象経費の1/3以内

③ 空き店舗対策事業

空き店舗を活用したチャレンジショップ、交流広場など

＜対象経費＞店舗賃借料、店舗改装費ほか

＜補助額＞400万円以内で補助対象経費の1/3以内

④ 活性化計画策定事業

商店街等の活性化を目的とした計画の策定および調査・分析など

＜対象経費＞会議費、資料作成費、資料購入費ほか

＜補助額＞100万円以内で補助対象経費の1/2以内

⑤ 活性化研究会・講習会事業

研究会・講習会の実施、先進商店街の視察など

＜対象経費＞専門家謝金、旅費ほか

＜補助額＞30万円以内で補助対象経費の1/2以内

⑥ イベント事業

賑わいの創出、地域との交流促進を目的としたイベントの実施

＜対象経費＞広報宣伝費、雑役務費ほか

＜補助額＞50万円以内で補助対象経費の1/3以内

⑦ その他の商業活性化事業

①～⑥以外で商店街等の活性化を目的に実施する事業

対象経費や、補助額については、重要度や緊急性など、事業内容に応じて決定します。

【ご利用方法】

- ① 交付要望
事業概要、概算経費等についての要望書を提出してください。
- ② 交付申請
交付要望があったものについて、所定の書式（申請書、事業説明書など）に必要事項をご記入のうえ、関係書類（事業参加者名簿など）を添えて申請してください。
- ③ 変更申請
事業内容の変更や経費の増減が発生した場合には、所定の書式（変更申請書など）に必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて申請してください。
- ④ 状況報告
12月1日現在の事業遂行状況について、所定の書式（遂行状況報告書など）に必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて報告してください。
- ⑤ 実績報告
所定の書式（実績報告書など）に必要事項をご記入のうえ、関係書類（領収書等の経費を証する書類の写しなど）を添えて報告してください。

<お問い合わせ>

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/miryokuaruhojyokin.html>

佐世保市 魅力ある商店街

検索



チャレンジショップ支援事業

商店街や商工会議所、商工会が商店街の活性化のために、空き店舗や共同利用施設を活用したチャレンジショップ事業を実施する際にご利用いただけます。

【対象となる方】

商工会議所・商工会又は市内の商店街で組織する事業協同組合等

【支援内容】

チャレンジショップ運営にかかる以下の経費を補助します。

(1) チャレンジショップ運営等に係る経費

- ア 運営にかかる従業員の賃金及び社会保険料等の法定福利費
- イ 消耗品費
- ウ 印刷製本費
- エ 光熱水費
- オ 修繕費
- カ 役務費
- キ 委託料
- ク 使用料
- ケ 賃料

(2) チャレンジショップ広報にかかる経費

【ご利用方法】

① 交付要望

事業概要、概算経費等についての要望書を提出してください。

② 交付申請

交付要望があったものについて、所定の書式（申請書、事業説明書など）に必要な事項をご記入のうえ、関係書類を添えて申請してください。

③ 変更申請

事業内容の変更や経費の増減が発生した場合には、所定の書式（変更申請書など）に必要な事項をご記入のうえ、関係書類を添えて申請してください。

④ 状況報告

事業開始から5か月を経過した現在の事業遂行状況について、所定の書式（遂行状況報告書など）に必要な事項をご記入のうえ、関係書類を添えて報告してください。

⑤ 実績報告

所定の書式（実績報告書など）に必要な事項をご記入のうえ、関係書類（領収書等の経費を証する書類の写しなど）を添えて報告してください。

<お問い合わせ>

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111

(URL) 準備

佐世保市 チャレンジショップ

検索

6. 中小企業の福利厚生に関する支援



佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター (愛称:ウェルズサセボ)福利厚生支援事業のご案内

ウェルズサセボに加入いただきますと、中小企業で働くみなさまに、さまざまな福利厚生事業をご利用いただけます。

【対象となる方】

佐世保市および近郊の事業所で働く従業員と事業主（役員・個人事業主を含む）の方。
また、以下の条件の方も対象者となります。

- ・現在事業所にある互助会、社員親睦会での加入
- ・契約社員、パート、アルバイトの方

【支援内容】

会員の方とそのご家族は、次のようなサービスが受けられます。

- ・結婚、出産などのお祝い金の給付
- ・健康診断や人間ドック受診料、インフルエンザ予防接種などの助成
- ・施設利用の割引・助成
- ・国内外のホテルなどの宿泊費用の助成 など

【ご利用方法】

会員1名につき

- ・入会金（入会時のみ） 1,000円
- ・会費（月額） 800円

下記の書類に必要事項をご記入のうえ、当サービスセンターにご提出ください。

- | | |
|---------------|----------|
| ① 入会申込書兼入会承認書 | 1部 |
| ② 預金口座振替依頼書 | 1部 |
| ③ 入会申込書兼会員カード | 加入される人数分 |

＜お問い合わせ＞

公益財団法人 佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター（愛称：ウェルズサセボ）
〒857-0851 佐世保市稲荷町2番28号（佐世保市労働福祉センター1階）
電話0956-27-8101 FAX0956-32-9761
※詳しくはホームページ（<https://wellsasebo.zenpuku.or.jp/>）をご覧ください。

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/2019wellsasebo2.html>

佐世保市 会員募集 サービスセンター

検索



7. 中小企業の設備投資に関する税制支援(国関連)



中小企業等経営強化法による支援

中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための取り組みに対して、「先端設備等導入計画」の認定を受けることで税制支援や金融支援などの支援措置を受けることができます。

【対象となる方】

佐世保市内の事業所等に設備投資を行う中小企業者

(本社が佐世保市外であっても、設備投資を行う事業所が佐世保市にある場合も含まれます。)

【支援内容】

中小企業者が設備投資をするにあたって、中小企業等経営強化法に基づき策定した「先端設備等導入計画」が、佐世保市の導入促進基本計画に合致する場合に認定を行います。

認定された中小企業者は、以下の特例措置を受けることができます。

<税制支援>

- ・従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、固定資産税の課税標準が軽減されます。

→1.5%以上の賃上げ表明有り：3年間、課税標準を1/2に軽減

3%以上の賃上げ表明有り：5年間、課税標準を1/4に軽減

※令和9年3月31日までに取得した設備に対して適用されます。

<金融支援>

- ・中小企業信用保険法の特例により、設備導入の際の資金調達に際し、普通保険等とは別枠での追加保証を受けることができます。

【申請時期】

申請は、市において随時受付していますが、設備導入を行う前までに計画の策定及び事業の認定を受ける必要があります。

(※業種や計画の内容に応じて申請窓口が異なりますので、事前にお問い合わせください。)

【ご利用方法】

(1) 申請要件

中小企業が策定する「先端設備等導入計画」が、佐世保市の導入促進基本計画に合致し、認定されるための要件は次のとおりです。

要件項目	内 容
労働生産性の目標	設備導入前から年率3%以上向上することを目的とする。
対象業種・事業	全業種・全事業を対象とする。
計画期間	3年間、4年間または5年間のいずれかとする。

対象設備	機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備
その他	人員削減を目的としていないこと。市税滞納者ではないこと

(2) 申請方法

申請書や先端設備等導入計画などの必要書類を揃えて、下記問い合わせ先まで申請してください。

<必要書類>

- ① 申請書および先端設備等導入計画
- ② 認定経営革新等支援機関による事前確認書（※）
- ③ 市税に滞納のない証明書
- ④ 直近2年分の決算書
- ⑤ 暴力団排除にかかる誓約書と役員名簿（法人の場合、謄本の写しを添付）
- ⑥ 申請時チェックリスト
- ⑦ 返信用封筒（切手を貼付したもの）
- ⑧ その他、税制支援を受ける場合に必要書類

（※）佐世保市への認定申請に先立ち、商工会議所や商工会、金融機関等の認定経営革新等支援機関による申請書の事前確認が必要になります。

<お問い合わせ>

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/seisanuketuke.html>

佐世保市 先端設備

検索



地域未来投資促進法による支援

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(以下、地域未来投資促進法といいます)に基づき、事業者が、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を行う事業者の方に、事業に必要な設備投資にかかる減税措置など各種支援措置をご利用いただけます。

【対象となる方】

佐世保市内の事業所等に設備投資を行う事業者

(本社が佐世保市外であっても、設備投資を行う事業所が佐世保市にある場合も含む)

【支援内容】

事業者が設備投資をするにあたって、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」を策定し、それが長崎県の基本計画に合致する場合に、県知事が承認を行います。

事業計画への県の承認に加え、国による事業の先進性等についての確認(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認書の交付)を受けた「地域経済牽引事業」については、新たに取得した建物・構築物、土地について、固定資産税(市税:3年間)が課税免除となります。

※ 取得価額1億円以上(農林漁業及びその関連業種は5,000万円以上)の土地・家屋・構築物が対象です。

その他、各種支援措置が用意されています。

【ご利用方法】

① 事業計画の申請要件

要件1: 地域の特性を活用すること(下記のいずれか)

- ・ 本県の造船関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ・ 本県のアジ、ばれいしょ等の農林水産資源を活用した食品関連産業分野
- ・ 本県の世界遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野
- ・ 本県の造船関連技術等の蓄積を活用した環境・エネルギー関連分野
- ・ 本県の電子部品・デバイス・電子回路製造業やソフトウェア開発関連産業等の集積を活用したデジタル関連分野

要件2: 高い付加価値を創出すること

- ・ 付加価値増加分: 3,768万円以上

要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること

- 取引額：4.7%増加
- 売上げ：13.7%増加
- 雇用者数：4.5%増加
- 雇用者給与等支給額：3.4%増加

② 事業計画の申請方法

- 国の同意を受けた長崎県基本計画に基づき、地域経済牽引事業計画を作成し、県へ申請してください。（申請先：長崎県産業労働部企業振興課 電話095-895-2657）
- 県において、事業内容を審査し、計画の承認を行います。
- 県から承認を受けた事業計画に基づき実施する設備投資について、固定資産税の課税免除を希望される場合は、国に確認申請を提出してください。

③ 固定資産税課税免除の申請方法

国の承認を受け、課税免除を申請する場合は、下記までお問い合わせください。

※ 事業内容によっては、企業立地奨励事業の支援対象となる場合があります。

<お問い合わせ>

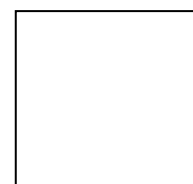
佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111

(URL) 準備中

佐世保市 地域未来/

検索



8.企業立地に関する支援



企業立地奨励事業

市内に事業所（工場等）を新設・増設または移設しようとする企業の方にご利用いただけます。

【対象となる方】

次の(1)から(3)のいずれかの施設を設置する企業です。

(1)工場、(2)研究所、(3)その他事業所（①製造業に係る新技術研究・設計・開発・試験関連、②ソフトウェア関連、③ビジネス支援受託サービス関連、④シェアードサービスなど自社やグループ内の機能の強化拡大関連 が対象です。） ※商業施設は除きます。

また、事業所の業種や企業規模別に次の要件を満たすことが必要です。

○新設の場合

業 種	企業規模	投下固定資産額	新規常用雇用者
製造業（工場）	大 企 業	3億円以上	20名以上
	中 小 企 業	1億円以上	10名以上
研 究 所	大 企 業	1億円以上	20名以上
	中 小 企 業	3千万円以上	10名以上
その他事業所	大 企 業	2千万円以上（※）	20名以上（※）
	中 小 企 業		10名以上（※）

※ 長崎県及び佐世保市と企業の立地に関する協定を締結した事業者の場合は、投下固定資産額の要件が「なし」、新規常用雇用者が「5人以上」に緩和されます。

○増設または移設の場合

業 種	企業規模	投下固定資産額	新規常用雇用者
製造業（工場）	大 企 業	1億円以上	10名以上
	中 小 企 業	3千万円以上	5名以上
研 究 所	大 企 業	3千万円以上	10名以上
	中 小 企 業	1千万円以上	5名以上
その他事業所	大 企 業	2千万円以上	10名以上
	中 小 企 業	1千万円以上	5名以上

【支援内容】

新設の場合

種 別	内 容	限度額
① 土地取得奨励金	土地の固定資産評価額の 1/2 （土地取得後 3 年以内の操業開始が必要です。） ※公的用地取得の場合は取得価格の 1/3 ※売買価格が固定資産評価額を下回る場合は売買価格の 1/2	6 億円
② 土地等賃借奨励金	土地、建物の賃借料の 1/2（5 年間） ※公的工業団地へ立地した製造業の場合	年 2 千万円 総額 1 億円 ※年 6 千万円 総額 3 億円
③ 立地奨励金	固定資産税（土地・建物・償却資産）相当額（5 年間）	総額 3 億円
④ 雇用奨励金	雇用者 1 人 50 万円、短時間 15 万円（1 人 1 回限り）	総額 2 億円

	(5年間、新卒者又はUJ1ターン者は更に10万円加算) ※雇用保険加入期間12月を1人とみなします。	
⑤ 工業用水再利用施設整備奨励金	(一定の能力をもつ水使用量削減施設を整備した場合) 対象経費の50~65%(整備額に応じて奨励率が変動。)	6,500万円
⑥ オフィスビル整備促進奨励金	整備費の15%(一定の規模や機能をもつオフィス床を整備し、同所に奨励金指定事業者が入居操業した場合)	2億円

○増設または移設の場合

種 別	内 容	限度額
① 土地取得奨励金	土地の固定資産評価額の1/2 (土地取得後3年以内の操業開始が必要です。) ※公的用地取得の場合は取得価格の1/3 ※取得価格が固定資産評価額を下回る場合は取得価格の1/2	2億円
② 土地等賃借奨励金	土地、建物の賃借料の1/2(3年間)	年2千万円 総額6千万円
③ 立地奨励金	固定資産税(土地・建物・償却資産)相当額(3年間)	総額1億円
④ 雇用奨励金	雇用者1人50万円、短時間15万円(1人1回限り) (3年間 新卒者又はUJ1ターン者は更に10万円加算) ※雇用保険加入期間12月を1人とみなします。	総額1億円
⑤ 工業用水再利用施設整備奨励金	(一定の能力をもつ水使用量削減施設を整備した場合) 対象経費の50~65%(整備額に応じて奨励率が変動。)	6,500万円
⑥ オフィスビル整備促進奨励金	整備費の15%(一定の規模や機能をもつオフィス床を整備し、同所に奨励金指定事業者が入居操業した場合)	2億円

【ご利用方法(手続きの流れ)】

- (1) ご利用の際は、事前に、事業計画などを審査させていただき、「指定」を受けていただくことが必要です(事業計画内容などにより、指定の決定ができない場合もあります)。
- (2) 「指定の申請」は、事業開始後60日以内までに行っていただきます。
- (3) 投資額や雇用(常用雇用者の人数と期間)などの全ての要件を満たした時点で、奨励金の交付申請を行っていただきます。
- (4) 投資額や雇用(常用雇用者の人数と期間)などを確認・審査させていただいた後、「奨励金の交付及び交付額の決定」を行います。(要件未達成などにより、「交付の決定」ができない場合もあります。)
- (5) 奨励金の請求を行っていただいた後、奨励金を交付します。

※ 指定申請から奨励金の交付(初回)までは、おおよそ1年の期間を要します。

※ 奨励金は年度毎に交付させていただきます。

※ ご不明な点や、詳しい事項については、ご計画の段階で、必ずご相談、お問い合わせをいただきますようお願いいたします。

【募集時期】

随時

<お問い合わせ>

佐世保市経済部企業立地推進室

電話 0956-25-9638(直通)

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/kigyou/ritchishore.html>

佐世保市 企業立地奨励金

検索



サテライトオフィス等開設支援事業

市内にサテライトオフィス等を新設または移設しようとする企業の方にご利用いただけます。

【支援内容】

＜補助対象内容＞

リモートワーク等の新しい働き方を推進し、本市への定住・雇用人口の増加を図るため、本社機能の一部を本市へ移転する企業に対し、新たなオフィスの開設や雇用に対する経費の一部を補助します。

＜対象者＞

本市に本店・支社・事業所等を有していない法人

＜対象業種＞

情報通信業、映像・音声・文字情報制作業、学術研究・専門・技術サービス業
(製造業の設計・開発部門も対象とします。)

＜補助対象経費＞

(1)サテライトオフィス等開設支援事業：オフィス開設に要する経費

①改修費

②通信環境整備費

③家賃(6ヶ月相当)

(2)雇用促進事業：従業員を雇用する費用(本市に住民票を有する方を対象とします。)

＜補助率＞

(1)サテライトオフィス等開設支援事業：補助対象事業費の2分の1以内

(2)雇用促進事業：定額(雇用1名に対して30万円)※最長3ケ年で10名分を上限

＜補助上限額＞

(1)サテライトオフィス等開設支援事業：上限300万円

(2)雇用促進事業：上限300万円

※(1)(2)の合計で1企業あたり上限500万円

【申請方法】

申請は随時受付。市ホームページで所定の様式をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて申請してください。

※ご利用の際は、事前に、事業計画(雇用計画)などを確認させていただきます。

※雇用に関する費用は年度毎に交付させていただきます。

※ご不明な点や、詳しい事項については、ご計画の段階で、ご相談、お問い合わせをいただきますようお願いいたします。

＜お問い合わせ＞

佐世保市経済部商工労働課

電話0956-24-1111

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/2021sateraito.html>

佐世保市 サテライトオフィス

検索



9.観光振興に関する支援



観光施設設置奨励金

企業または個人で、市内に観光施設を新設または増設した際に、該当する部分の固定資産税負担の軽減を図りたい方にご利用いただけます。

【対象となる方】

観光施設を新設または増設する企業又は個人で、次のいずれかの要件を満たすものです。

- ① 3億円以上の固定資産評価額の投資をしていること
- ② 新規の常時雇用者が30人以上であること

なお、観光施設とは次のような施設です。

施設区分	施設例
文化教養施設	博物館、美術館、動物園、資料館など
運動施設	ゴルフ場、テニス場、乗馬場、水泳場など
レジャー施設	遊園地、キャンプ場など
宿泊施設	ホテル、旅館、ペンションなど（居住型又は分譲型のものは除く）
休憩施設	保養センター、展望施設など
交通施設	ロープウェイ、水上輸送施設など
販売施設	観光土産品店、地域物産販売センターなど
集会施設	研修施設、会議場施設、展示場施設など
その他の施設	上記の施設が複合的に構成される施設

【支援内容】

① 交付金額

新設または増設した部分の固定資産税に相当する額の80%以内とし、交付金額の上限は1億円です。

② 交付期間及び時期

交付期間は、観光施設の設置に係る固定資産税が課されることとなる最初の年度を始期とし、上限は3年間です。

交付時期は、観光施設に係る市税を完納した年度の翌年度です。

【ご利用方法】

- ① あらかじめ、事業者は事業着手前に、事業計画書を提出してください。
 - ② 佐世保市観光施設設置奨励措置審議会にて審査を行い、事業にかかる奨励金交付の妥当性を判断します。
 - ③ 交付が妥当と判断された後、当該事業計画を進め、申請部分にかかる固定資産税を完納してください。
 - ④ 固定資産税の完納後、納税通知書などの必要書類を添え、交付申請書を提出してください。
 - ⑤ ④の内容を審査し、妥当と認めたときは交付を決定し、その旨を申請者に通知します。
 - ⑥ 交付決定通知を受けた後、交付請求書を提出してください。
 - ⑦ 奨励金の交付を受けた日から30日以内に事業報告書を提出してください。
- ※ 観光施設の設置に係る固定資産税の課税免除又は不均一課税を受ける者に対しては、交付しません。
- ※ ご不明な点や詳細については、計画の段階でお問い合わせください。

【募集時期】

随時

<お問い合わせ>

佐世保市経済部観光課 九十九島グループ

電話0956-24-1111（内線3025）

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/kankou/shinkosedo.html>

佐世保市 観光事業

検索




10.国等の活用可能な支援情報を知りたい



事業名	ものづくり・商業・サービス補助金 (ものづくり補助金)	
対象者	中小企業・小規模事業者等	
基本要件	以下の要件をすべて満たす 3～5 年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近 5 年間の年平均成長率以上 ③ 事業所内最低賃金が実施都道府県における最低賃金+30 円以上の水準 ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等	
支援内容		製品・サービス高付加価値化枠
		グローバル枠
	概要	革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備投資等を支援
	補助上限額	750万円～2,500万円
	補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3
補助対象経費	<p>【共通】機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費</p> <p>【グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ】 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費</p>	
申請期間	年間通して数回の公募が予定されています。 詳細は HP 等をご確認ください。	
連絡先等	長崎中小企業団体中央会 電話：095-826-3201 URL： https://www.nagasaki-chuokai.or.jp/	




事業名	IT 導入補助金			
概要	業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を行う、中小企業・小規模事業者等の方にご利用いただけます。			
対象者	中小企業・小規模事業者等			
対象ツール	補助金 HP に公開（登録）されている IT ツール（ソフトウェア、サービス等）が対象です。			
支援内容	【通常枠】			
	補助額	補助率	対象経費	
	ITツールの業務業務プロセスが1～3つまで：5万円～150万円	1/2	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費	
	4つ以上：150万円～450万円			
	【インボイス枠】			
	補助額	補助率	対象経費	
	インボイス対応類型	～50万円	3/4 4/5（小規模）	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費
		50万円～350万円	2/3	
		～10万円～20万円	1/2	
	電子取引類型		2/3 1/2（大企業）	クラウド利用料（最大2年分）
【複数社連携 IT 導入枠】				
補助額	補助率	対象経費		
①インボイス枠対象経費：インボイス対応類型と同様 ②消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 ※①②合わせて3,000万円まで ③事務費・専門家費：200万円	①インボイス対応類型と同様 ②・③：2/3	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費		
【セキュリティ対策推進枠】				
補助額	補助率	対象経費		
5万円～150万円	1/2 2/3（小規模事業者）	サイバーセキュリティサービス利用料（最大2年分）		
申請期間	年間通して数回の公募が予定されています。 詳細は HP 等をご確認ください。			
連絡先等	IT 導入補助金事務局コールセンター ナビダイヤル：0570-666-376 I P 電話等：050-3133-3272 U R L： https://it-shien.smrj.go.jp/			

事業名	小規模事業者持続化補助金			
概要	経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら販路開拓に取り組む小規模事業者の方にご利用いただけます。			
対象者	小規模事業者等			
支援内容				
【一般型】				
申請枠	要件	補助上限額	補助率	対象経費
通常枠	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	50万円	2/3 賃金引き上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3/4	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）
インボイス特例	免税事業者から課税事業者に転換	補助上限額に50万円上乗せ		
賃金引き上げ特例	事業ばない最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	補助上限額に150万円上乗せ		
災害支援枠	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	直接被害：200万円 間接被害：100万円	定額、2/3	上記に加え、車両購入費
【創業型】				
申請枠	要件	補助上限額	補助率	対象経費
創業型	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	200万円 ※インボイス特例は適用	2/3	通常枠同様
【共同・協業型】				
申請枠	要件	補助上限額	補助率	対象経費
共同・協業型	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	5,000万円	・地域振興等機関にかかる経費：定額 ・参画事業者にかかる経費：2/3	・地域振興等機関…人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本日、雑務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者…旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費
申請期間	年間通して数回の公募が予定されています。 詳細はHP等をご確認ください。			
連絡先等	1) 佐世保商工会議所 電話：0956-22-6121 FAX：0956-25-8616 URL： http://www.sasebo-cci.or.jp			
	2) 佐世保市北部商工会 電話：0956-64-2139 FAX：0956-64-2489 URL： http://www.shokokai-nagasaki.or.jp/sasehoku/			
	3) 宇久町商工会 電話：0959-57-2163 FAX：0959-57-2822 URL： http://www.shokokai-nagasaki.or.jp/uku/			

事業名		中小企業新事業進出補助金
概要		新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進します。
要件等	対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
	補助額等	従業員数 20 人以下 2,500 万円 (3,000 万円) 従業員数 21～50 人 4,000 万円 (5,000 万円) 従業員数 51～100 人 5,500 万円 (7,000 万円) 従業員数 101 人以上 7,000 万円 (9,000 万円) ※補助下限 750 万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業所内最低賃金+50 円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。上記①内の金額は特例適用後の上限額。
	補助率	1/2
	基本要件	中小企業等が企業の成長・拡大に向けた新規事業（※）への挑戦を行い、 ① 付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ② 1 人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近 5 年間の年平均成長率以上、または給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30 円以上の水準 ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件をすべて満たす 3～5 年の事業計画に取り組むこと。 （※事業者にとって新製品（または新サービス）を新規顧客に提供する新たな挑戦であること）
補助事業期間		交付決定日から 14 か月以内（ただし、採択発表日から 16 か月以内）
連絡先等		コールバック予約システム 【URL】 https://shinijgyou.resv.jp/reserve/calendar.php?x=1745479201



事業名	中小企業成長加速化補助金	
概要	飛躍的成長を目指す中小企業の設備投資を補助します。	
要件等	対象者	売上高 100 億円を目指す中小企業
	補助額等	5 億円
	補助率	1/2
	要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 「100 億宣言」を行っていること ② 投資額 1 億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ③ 一定の賃上げ要件を満たす今後 5 年程度の事業計画の策定（賃上げ実施期間は補助事業終了後 3 年間）など
補助事業期間	交付決定日から 24 か月以内	
活用イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、物流拠点などの新設・増築 ・イノベーション創出に向けた設備の導入 ・自動化による革新的な生産性向上 	
連絡先等	<p>中小企業成長加速化補助金事務局 問合せフォーム：https://ksk2025.f-form.com/inquiry 電話番号：0570-07-4153 03-4446-4307（IP 電話等からのお問い合わせ） 営業時間：平日 10:00-17:00（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）</p> <div style="text-align: right;">  </div>	

11.佐世保市への移住に関する支援情報を知りたい



1

移住希望者を採用したい。

佐世保市が準備している移住希望者への支援制度です。

お問い合わせは「西九州させぼ移住サポートプラザ」(0956-25-9251)



■移住者へのサポート

佐世保市移住助成金

1

佐世保市に移住する方に助成金を交付します。1世帯につき1回限りで、単身3万円・2人以上世帯5万円を交付します。

URL : https://sasebokoiki.com/_/posts/459



佐世保市移住支援金

1

東京圏から佐世保市に移住する方に助成金を交付します。1世帯につき1回限りで、単身60万円・2人以上世帯100万円+18歳未満の子供一人につき100万円を交付します。

URL : https://sasebokoiki.com/_/posts/2137



■その他のサポート

奨学金等返還補助金

1

市内に定住し、転職した若者などを対象として、奨学金の返還実績に応じ、最大3分の2の額の補助金を10年間交付します。

URL : https://sasebokoiki.com/_/posts/2367



SASEBO 若者応援寄附金

2

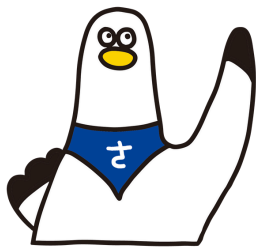
奨学金返還サポート制度の趣旨にご賛同いただける市内企業から寄附を募る制度です。寄附金は奨学金返還補助に充てられます。

URL : https://sasebokoiki.com/_/posts/2807



2025年度版

佐世保市企業支援ガイドブック



させぼeコイン公式キャラクター

ベシー

「させぼeコイン」は
佐世保市の電子地域通貨です

佐世保市役所経済部商工労働課

〒857-8585

長崎県佐世保市八幡町1番10号

電話0956-24-1111(代表)

FAX0956-25-9680

E-Mail syouko@city.sasebo.lg.jp